

千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

平成28年1月

千葉県

はじめに

県では、平成8年3月に「千葉県福祉のまちづくり条例」を施行し、高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意志で自由に行動し、平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害のある人等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図ってきました。

条例では病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校その他の不特定多数かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設である公益的施設等を所有する方または管理する方に対し、施設を高齢者、障害のある人等の利用を阻んでいる障壁を除去する水準として規則で定めた「整備基準」に適合させるように努めることを求めています。

こうした中、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来等、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定など、福祉のまちづくりに関わる社会状況の変化に対応していく必要が生じたため、県では、平成26年12月に千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の「整備基準」を改正し、平成27年4月1日から施行しました。

このマニュアルは、今回の規則改正に伴い改訂したものであり、「千葉県福祉のまちづくり条例」や「整備基準」等について、表、図あるいは参考事例等を用いて、事業者や公益的施設等の設計者をはじめ、県民の皆様に理解していただき、公益的施設等が、高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できるように整備されることを目的に作成したものです。

このマニュアルを有効に活用していただき、「福祉のまちづくり」が一層推進されるよう引き続きご協力をお願い致します。

千葉県まちづくり条例施設整備マニュアル 目次

はじめに

I 千葉県福祉のまちづくり条例の概要

1 千葉県福祉のまちづくり条例の概要	6
2 千葉県福祉のまちづくり条例の構成	8
3 届出等手続きフロー図	10
4 公益的施設等整備基準一覧	12
5 マニュアルの使い方	16

II 整備基準の解説

建築物

1 出入口	20
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	24
3 階段（その踊場を含む。）	30
4 エレベーター	34
5 便所	38
6 客席	44
7 更衣室及びシャワー室	46
8 浴室	48
9 客室	50
10 カウンター及び記載台	52
11 公衆電話台	54
12 改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）	56
13 券売機	58
14 案内標示	60
15 駐車場	62
16 敷地内の通路	66

公共交通機関の施設

1 出入口	70
2 改札口	72
3 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	74
4 階段（その踊場を含む。）	77
5 エレベーター	78
6 乗降場	82
7 便所	84
8 カウンター及び記載台	85
9 公衆電話台	85
10 券売機	85
11 案内標示	88

道路

1 歩道.....	90
2 横断歩道橋及び地下横断歩道.....	92

公園等

1 出入口.....	94
2 園路.....	96
3 便所.....	99
4 駐車場.....	100
5 案内標示.....	102
6 その他の施設.....	104

共通事項

1 誘導用床材及び注意喚起用床材等.....	106
2 手すり.....	110
3 スイッチ・コンセント類.....	112
4 溝蓋.....	114
5 滑りにくい床材.....	116
6 昇降用設備.....	118
7 非常時の警報・誘導設備.....	122
8 バリアフリーに関する JIS 規格.....	124

III 障害者対応指針等

1 車椅子使用者及び杖使用者の基本寸法等.....	126
2 視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針.....	132
3 高齢者が居住する住宅の設計に係わる方針.....	140

IV 条例及び関係法令

1 千葉県福祉のまちづくり条例	
①同条例.....	150
②同施行規則.....	154
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
①同法律.....	189
②同施行令.....	191
③同施行規則.....	201
④誘導基準省令.....	207
⑤同施行細則.....	212
3 県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める 条例.....	213
4 千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準 を定める条例.....	219

V 参考文献

I. 千葉まちづくり条例の概要

- 1 千葉県福祉のまちづくり条例の概要
- 2 千葉県福祉のまちづくり条例の構成
- 3 届出等手続きフロー図
- 4 公益的施設等整備基準一覧
- 5 マニュアルの使い方

1 千葉県福祉のまちづくり条例の概要

■条例の制定

千葉県福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために、次の2つの基本方針を掲げ、平成8年3月25日に制定され、平成9年4月1日から全面施行して今日に至ります。

- ・すべての県民が福祉のまちづくりに積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること
- ・高齢者や障害のある人たちが安全かつ快適に利用できる施設等の整備を進めること

この方針に基づき、県は、福祉のまちづくりについての県民や事業者に対する啓発活動や必要な情報の提供及び調査研究に努めるとともに、県、市町村、事業者及び県民が一体となって福祉のまちづくりに取り組むための体制の整備に努めています。

また、県が設置・管理する施設等について、高齢者や障害のある人たちが、安全で快適に利用できるよう整備に努め、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めています。

千葉県福祉のまちづくり条例には、高齢者や障害のある人等の社会参加を妨げる物理的な障壁を取り除くため、病院、映画館、デパート・スーパーマーケット等の建築物や駅、道路、公園といった不特定多数の人が利用する施設（条例では「公益的施設等」という。）について、高齢者や障害のある人たちが安全で快適に利用できるよう、出入口や廊下の構造、エレベーターやトイレの設置等に関し、必要な整備基準を示し、公益的施設等の所有・管理者に対し、整備基準への適合努力義務を求めています。

整備基準に適合する施設は、適合証の交付が受けられ、誰もが利用できる施設であることを県が公表しています。

また、公益的施設等のうち特に公共性の高い施設（条例では「特定施設」という。）を新設又は改修をする設置者等に対しては、着工前に届け出ることを求め、高齢者や障害のある人等が安全で快適に利用できる施設となるよう、必要な指導・助言等を行っています。

■施行規則の一部改正

平成8年3月の条例制定以降、国では、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）を施行し、平成15年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）を改正し、さらには、平成18年に交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）を制定しました。

そのため、バリアフリー化の基準への適合義務や努力義務を求める範囲は、従来の建築物や公共機関に加えて、道路、路外駐車場、都市公園にまで広がることになりました。

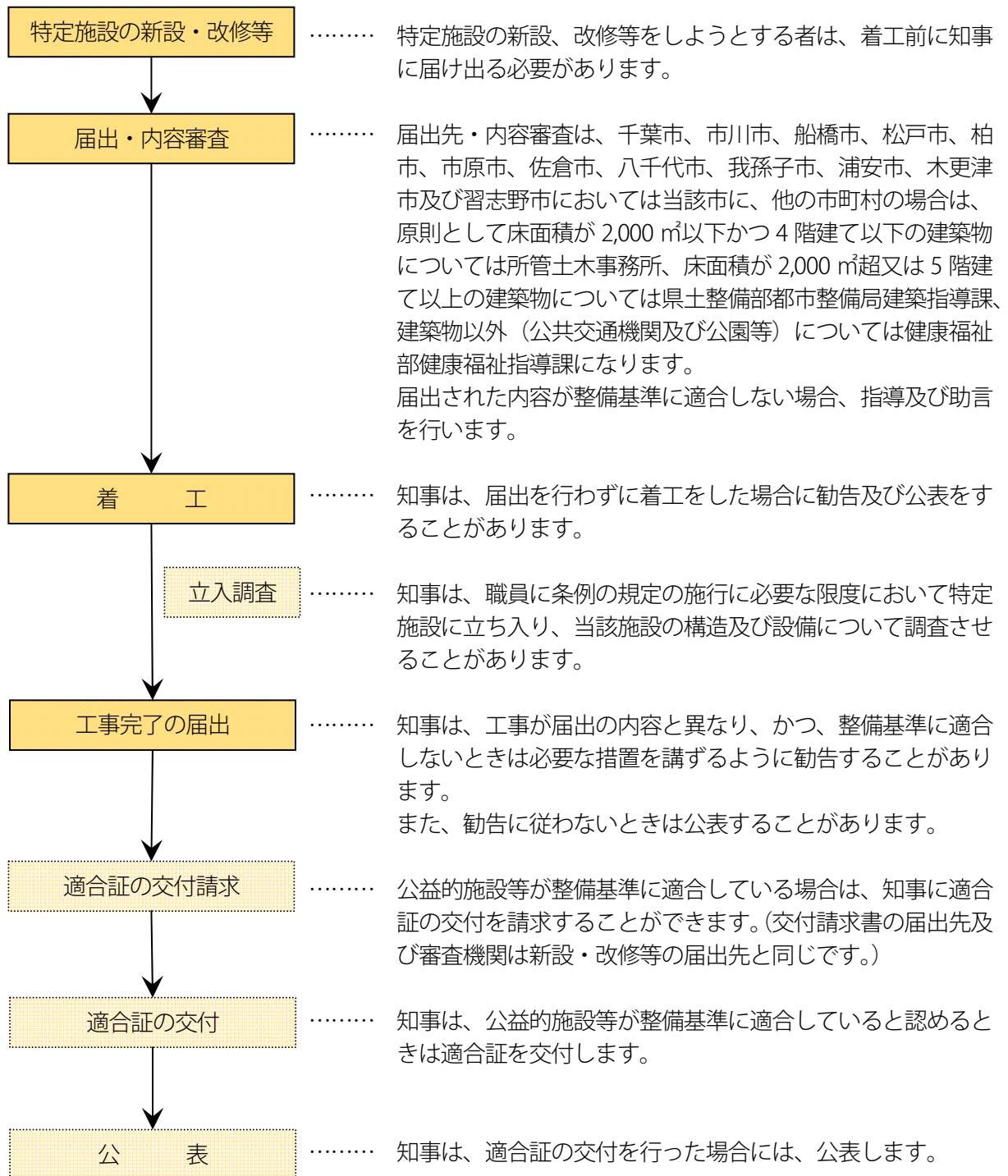
これに伴い、県では、平成24年に県が管理する道路や都市公園の整備に関する基準を定める条例を制定し、これらの福祉のまちづくりを取り巻く環境の変化に対応した整備基準とするため、平成26年12月に千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正し、平成27年4月1日から施行しました。

2 千葉県福祉のまちづくり条例の構成

<p>前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標とする社会像 すべての人が <ul style="list-style-type: none"> 個人として尊重される社会 住み慣れた家庭や地域社会で、自立して安全で快適に生きがいを持って暮らせる社会 思いやりの心を持って互いに支え合う社会 ・福祉のまちづくりの理念 すべての人が <ul style="list-style-type: none"> 人間として尊重し合う 社会からのサービスを平等に享受できる 自らの意思で自由に行動し、意欲や能力に応じて社会参加できる 子どもから高齢者までが世代を超えて活発に交流できる ・県民の総意として条例を制定する宣言 高齢者や障害者等の日常生活や社会生活を制限している様々な障壁を取り除いていく、福祉のまちづくりに県民総意の下、県、市町村、事業者及び県民が互いに協力し、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組む決意表明
<p>第1章 総則</p>	<p>目的 第1条 福祉のまちづくりに関し ① 県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにする ② 施策及び高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定める ⇒ 福祉のまちづくりの総合的な推進を図る</p> <p>用語の定義 第2条 ① 高齢者、障害者等：高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者 ② 公益的施設等：不特定かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園等</p> <p>各主体の責務 第3条～第6条</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>県の責務 第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な施策の実施 ② 市町村との緊密な連絡調整 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>市町村の責務 第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区域の実情に応じた施策の実施 ② 県の施策への協力 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓ ↓ ↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> <p>一体となった福祉のまちづくりの推進</p> </div> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>事業者の責務 第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主的な取り組みと所有・管理する施設の整備 ② 県又は市町村施策への協力 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>県民の責務 第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主的な取り組み及び県民相互の協力による推進 ② 県又は市町村施策への協力 </div> </div>
<p>第2章 関福す社の施まちづくりに</p>	<p>施策の基本方針 第7条 1 すべての県民が福祉のまちづくりに積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること 2 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を推進すること</p> <p>施策 第8条～第13条</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>啓発活動 第8条</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>情報の提供等 第9条</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>調査及び研究 第10条</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>県有施設の整備 第11条</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>財政上の措置 第12条</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>推進体制の整備 第13条</p> </div> </div>

3 届出等手続きフロー図

特定施設の新設・改修等に当たっての手続き等の主な流れ



※本条例については、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、木更津市及び習志野市の場合、「知事」の事務を事務委任により「市長」が行うこととなっています。

特定施設の一覧

用途等	建築物の床面積の合計等	
病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）	すべてのもの	
児童福祉施設、老人福祉施設等		
学校（専修学校、各種学校を含む）		
集会場、公会堂、公民館		
図書館、博物館、美術館等		
銀行、信用金庫、信用協同組合、農林協同組合、郵便局などの店舗		
ガス事業、電気事業、電気通信事業の店舗		
官公庁舎等		
火葬場、公衆便所		
百貨店、マーケット、物販店、飲食店		500 m ² 以上のもの
クリーニング所、理容所、美容所等のサービス業の店舗		
自動車車庫（機械式駐車場は除く）		
公衆浴場		
劇場、観覧場、映画館、演芸場、遊技場	1,000 m ² 以上のもの	
展示場		
ホテル、旅館等		
体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場等	2,000 m ² 以上のもの	
事務所		
工場	3,000 m ² 以上のもの	
共同住宅	51 戸以上のもの	
寄宿舎	51 室以上のもの	
複合用途建築物 （異なる用途に供する部分が明確に区別され、出入口等の主要な部分を供しないものを除く）	2,000 m ² 以上のもの	
鉄道等の駅	すべてのもの	
空港、港湾の旅客ターミナル		
バスターミナル		
動物園、植物園、遊園地等		

床面積について

上記の床面積は、当該特定施設の用途に供する部分の床面積の合計のことであり、レストランの厨房、バックヤード、従業員用便所、控え室、倉庫、保安室、機械室等、当該用途に付随した部分の床面積を含むものです。

増築や改修の場合においては、増築や改修部分だけでなく、既存部分を含めた棟単位で床面積を算定し、特定施設に該当するかどうかを判断することとなります。

4 公益的施設等整備基準一覧

建築物

※右欄に掲げる公益的施設等は、整備基準に適合させるよう努めなければならない（条例第15条）		病院・診断所（病室を有するもの）	児童・老人福祉施設等	学校（専修学校・各種学校を含む）	集会場・公会堂・公民館	図書館・博物館・美術館等	銀行・信用金庫・信用組合・農協、郵便局などの店舗	業・電気通信事業の店舗	ガス事業・電気事業	官公庁舎等	火葬場・公衆便所
※公益的施設等のうち、右欄に掲げる規模のもの（特定施設）は、あらかじめ、届け出なければならない（条例第18条）		すべて									
整備箇所		整備基準									
1 出入口	直接地上へ通じる出入口のうち1以上の出入口	(1)～(3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	駐車場へ通じる出入口のうち1以上の出入口	(1)～(3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	各室の出入口のうち1以上の出入口	(1)～(3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 廊下等	廊下	(1)、(2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	直接地上へ通じる出入口又は駐車場へ通じる出入口から各室の出入口に至る経路のうち1以上の経路	(3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	出入口から情報提供を行う場所までの経路	(4)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	傾斜路 ※(5)キは除外あり	(5)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 階段	直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段	(1)～(5)	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 エレベーター	直接地上へ通じる出入口がない階を有する公益的施設等で床面積の合計が2,000㎡以上のものに設置するエレベーター	(1)～(13)	●	●	—	●	●	●	●	●	●
5 便所	1以上の便所	(1)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6 客席	車椅子使用者客席、構造、車椅子使用者用客席に至る経路の構造等	(1)～(3)	—	—	—	●	—	—	—	—	—
7 更衣室及びシャワー室	構造、区画の構造	(1)～(6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 浴室	浴室、構造	(1)～(6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9 客室		(1)～(6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 カウンター及び記載台			●	●	●	●	●	●	●	●	●
11 公衆電話台			●	●	●	●	●	●	●	●	●
12 改札口及びレジ通路		(1)、(2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13 券売機		(1)、(2)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 案内標示		(1)～(3)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15 駐車場	車椅子使用者駐車施設、構造、車椅子使用者駐車施設に至る通路の構造	(1)～(3)	●	●	—	●	●	●	●	●	●
16 敷地内の通路	表面、段の構造、排水溝の構造、道等は車椅子使用者駐車施設に至る1以上の通路の構造	(1)～(4)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	直接地上へ通じる出入口から道等に至る1以上の通路の構造	(5)	●	●	●	●	●	●	●	●	●

公共交通機関の施設（建築物以外の施設）

※右欄に掲げる公益的施設等は、整備基準に適合させるよう努めなければならない（条例第15条）		軌道法施行規則に規定する停留場	港湾法に規定する旅客施設	空港整備法に規定する空港	自動車ターミナル法に規定するターミナル	鉄道事業法に規定する停留場
※公益的施設等のうち、右欄に掲げる規模のもの（特定施設）は、あらかじめ、届け出なければならない（条例第18条）		すべて				
整備箇所	整備基準					
1 出入口	公共交通機関の施設の出入口のうち1以上の出入口	(1)～(3)	●	●	●	●
2 改札口	構造	(1)、(2)	●	●	●	●
3 通路等	通路口	(1)、(2)	●	●	●	●
	排水溝の構造	(3)	●	●	●	●
	階段の上端に接近する通路等に注意喚起用床材の敷設	(4)	●	●	●	●
	公共交通機関の施設の出入口から各乗降場に至る経路のうち1以上の経路の構造	(5)	●	●	●	●
4 階段	構造	(1)～(5)	●	●	●	●
5 エレベーター	公共交通機関の施設の出入口から各乗降場に至る経路のうち1以上（エレベーターの設置が困難な場合には、車椅子で利用出来るエスカレーターを設置）	(1)～(13)	●	●	●	●
6 乗降場	構造	(1)～(5)	●	●	●	●
7 便所	1以上の便所	(1)、(2)	●	●	●	●
8 カウンター及び記載台	構造		●	●	●	●
9 公衆電話台	構造		●	●	●	●
10 券売機	構造		●	●	●	●
11 案内標示	構造	(1)～(3)	●	●	●	●

道路

※右欄に掲げる公益的施設等は、整備基準に適合させるよう努めなければならない（条例第15条）			道路
※公益的施設等のうち、右欄に掲げる規模のもの（特定施設）は、あらかじめ、届け出なければならない（条例第18条）			—
整備箇所		整備基準	
1 歩道	構造	(1) ~ (6)	●
2 横断歩道橋及び地下横断歩道	構造	(1) ~ (4)	●

公園等

※右欄に掲げる公益的施設等は、整備基準に適合させるよう努めなければならない（条例第15条）			公園	地動 その 園他 のこ る植 もの物 園 に 遊 す 園
※公益的施設等のうち、右欄に掲げる規模のもの（特定施設）は、あらかじめ、届け出なければならない（条例第18条）			—	すべて
整備箇所		整備基準		
1 出入口	公園等の出入口のうち1以上の出入口	(1)、(2)	●	●
2 園路	園路	(1) ~ (5)	●	●
	排水溝の構造	(6)	●	●
	段の構造	(7)	●	●
	誘導用床材及び注意喚起用床材の施設	(8)	●	●
3 便所	1以上の便所	(1)、(2)	●	●
4 駐車場	車椅子使用者用駐車施設、構造	(1)	●	●
	車椅子使用者用駐車施設に至る通路の構造	(2)、(3)	●	●
5 案内標示	1の出入口の付近に設置する案内板の構造	(1) ~ (3)	●	●

5 マニュアルの使い方

■ マニュアルの構成

このマニュアルは、条例の整備基準を解説するとともに、公益的施設等の施設整備にあたって配慮していただきたい事項を図解等によってわかりやすく示すことを目標として作成したものです。

基本的には左側のページに、各整備基準の項目ごとに、基本的な考え方、整備基準、整備基準の解説及び設計上の配慮事項を掲げており、右側のページでは、整備基準の内容等について図を用いてわかりやすく説明するとともに、参考となる整備例や納まり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による整備基準等を参考に示しています。

◇左側のページはおおむね以下のようになっています。

「**基本的考え方**」は、各項目別の整備基準が求めている水準を簡潔にまとめたもので各基準の基礎となる考え方を示しています。

「**整備基準**」は、高齢者、障害のある人等の利用を不可能としている障壁を除去する水準を示しており、公益的施設等の所有者等が、当該公益的施設等を整備もしくは維持、管理するにあたって適合させるように努めなければならない基準です。

また、この整備基準は、特定施設の新設、改修にあたっての届出に対し、知事の指導及び助言の根拠となるものです。

「**基準の解説**」は、整備基準には性能的な規定のものや寸法の判断についてわかりにくい部分もあることから、その内容について解説したものです。

「**設計上の配慮事項**」は、基準等として規定はしていないものの、施設の設計や施工にあたってぜひ配慮していただきたい、あるいは参考にしていただきたい事項を示しています。

◇右側のページはおおむね以下のようになっています。

図は、各項目のうち特に重要な項目、理解しにくいと思われる項目等をわかりやすくするために用いており、参考となる整備例、標準的な納まり等を示しています。

それぞれの解説には、●、◇、・の記号をつけてありますが

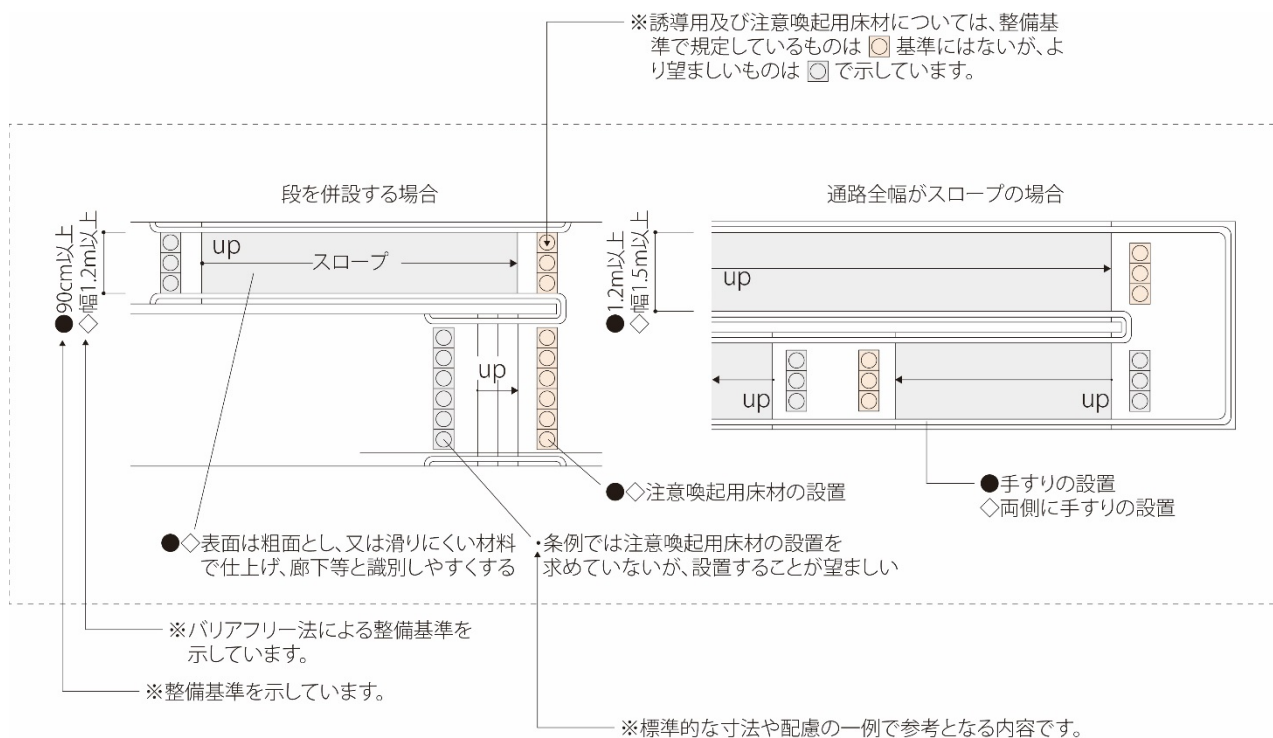
●は「条例による整備基準」

◇は「バリアフリー法による整備基準」

・は「標準的な寸法や配慮の一例で設計上参考となる内容」を示しています。

「バリアフリー法による整備基準」とは、建築物においては、建築物移動等円滑化誘導基準（平成18年国土交通省令第114号）、公共交通機関の施設においては、公共交通移動等円滑化基準（平成18年国土交通省令第111号）、道路においては、道路移動等円滑化基準（平成18年国土交通省令第116号）、公園等においては、都市公園移動等円滑化基準（平成18年国土交通省令第115号）をいいます。

<図の例>



■ マニュアルの使い方

マニュアルは、項目別に条例の整備基準及びその解説の他に、バリアフリー法の整備基準、設計上の配慮事項等をまとめています。公益的施設等の整備にあたっては、このマニュアルによって事業者や公益的施設等の設計者をはじめ、県民の皆さまに条例の基本的な考え方、整備基準を十分理解していただいたうえで、高齢者、障害のある人等が安全かつ快適に利用できるよう施設の計画、設計、施工等を行われるよう期待します。

また、条例に基づく届出等に対し、行政関係者が適切に指導及び助言等を行うことができるように、利用されることを期待します。